



令和2年10月30日
【照会先】
埼玉労働局労働基準部賃金室
室長 津田 恵子
室長補佐 飯田 正幸
(電話) 048-600-6205

報道関係者 各位

特定（産業別）最低賃金の改正を決定 ～5業種とも埼玉県最低賃金以上の引上げ額～

本日、埼玉労働局長（増田嗣郎）は、本年10月1日の埼玉地方最低賃金審議会（会長 佐野 勝正）の答申どおり、5業種の特定（産業別）最低賃金を下表のとおり改正する決定をし、官報に掲載することによって公示した。

改定最低賃金額は、いずれも埼玉県最低賃金の引上げ額（2円）を超える引上げ額である。

改定最低賃金額一覧

略 称	時間額(円)	引上げ額(円)	改正発効日
非 鉄 金 属	948	4	令 和 2 年 1 2 月 1 日
電 子 部 品	954	3	
輸 送 機 械	966	5	
光 学 機 械	963	4	
自 動 車 小 売	962	5	

埼玉県の最低賃金

令和2年10月30日更新

埼玉県最低賃金	時間額（円）	埼玉県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。	改正発効日
	928		令和2年10月1日

特定（産業別）最低賃金	時間額（円）	適用除外労働者（埼玉県最低賃金が適用されます。）	改正発効日
埼玉県非鉄金属製造業最低賃金 非鉄金属製造業（非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属製造業に分類されるものに限る。）	948		令和2年12月1日
埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）	954	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務に主として従事する者	
埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金 輸送用機械器具製造業（産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業（自転車・同部分品製造業を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）	966	4 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	
埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金 光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。）	963		
埼玉県自動車小売業最低賃金 自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）	962	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	

- （注）
- 1 使用者は、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
 - 2 複数の最低賃金が適用される場合は、金額の最も高いものが実質的に適用されます。
（※ 「埼玉県各種商品小売業最低賃金」の適用労働者は、埼玉県最低賃金が実質的に適用されます。）
 - 3 派遣労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。
 - 4 実際に支払われる賃金額と最低賃金額との比較方法
 ・時間給の場合は、時間給と最低賃金額を比較します。
 ・月給等の場合は、所定内賃金から3手当（精皆勤手当、通勤手当及び家族手当）を差し引いた賃金額を1時間当たりの金額に換算して最低賃金額と比較します。
 - 5 障害により著しく労働能力が低い者などについて使用者が埼玉労働局長の最低賃金減額特例許可を受けた場合は、減額した最低賃金額が適用されます。

◎ この一覧表を常時作業場の見やすい場所に掲示してください。

埼玉労働局
労働基準監督署

各種助成金等のご案内

令和2年度業務改善助成金

概要

- ・事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行った場合に、その設備投資に要した費用を一部助成する制度です。

申請締切: 令和3年1月29日

問い合わせ先: 埼玉働き方改革推進支援センター(電話0120-729-055)又は埼玉労働局雇用環境・均等室(048-600-6210)

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

概要

- ・有期労働契約者、短時間労働者等の非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給を実施した場合に助成を受けることができる制度です（対象労働者数によって助成額が異なります。）。

問い合わせ先: 埼玉労働局職業安定部職業対策課 助成金センター（048-600-6217）又は最寄りのハローワーク